

Immigration

Brexitに直面して、スポンサーライセンスが貴社のビジネスにどう役立つか？

多くの企業がスポンサーライセンスを取得しようとするのは、海外にグループ会社がありその会社からの駐在員を希望しているか、雇用したい移民労働者を見つけた場合のみです。

しかしながら、上記の2番目の状況では、スポンサーライセンスをまだ保有していない場合、意図した個人を採用する際に大幅な遅れに直面することになるでしょう。通常この状況ではTier 2 (General) ライセンスが必要となります。このライセンスの取得には、通常まずはじめに28日間の規定の募集広告の掲載が必要となります。(貴社が既に出した広告は、Home Officeの特定の要件には適さない可能性が高いです。) 次にライセンスの申請を行うことができます。Home Officeが発表している申請審査期間のサービス基準は最大8週間です。そしてその後ようやく個人のビザ申請を行うことができます。ビザ申請は状況次第で数日から数週間かかります。従って企業が採用したい個人を決定してから、ビザが付与されその個人が実際に勤務を開始できるようになるまで12週間以上の遅延が生じる可能性があります。当然このような遅れは、実際にはその希望する候補者をもはや採用できなくなる可能性を意味し、或いは重要かもしれないその人材の不在期間に、その遅れが悪影響を及ぼす可能性もあります。



ひとつの解決策は、もちろんスポンサーライセンスの申請を(既にTier2 (ICT) ライセンスを保持している場合にはTier2 (General)カテゴリーの追加申請を)検討することです。現在多くの企業は、雇用したい移民労働者を急に見つけ出すような状況に日常的に直面することがないため、使用される可能性が低いと思われるライセンスを申請しようとするのは理に適っていないように思うかもしれません。しかしながら間近に迫りつつあるBrexitのため、弊事務所はスポンサーライセンスの申請をより真剣に検討する事をお勧め致します。

英国の様々なセクターに共通する企業の最近の傾向は、適切な人材を採用することがより難しくなっているということです。多くの企業は、多くのEU移民が英国を離れ、さらに英国に来ることを望むEU国民の数が減少した結果、適切な人材の採用が一層困難になっていると報告しています。この状況が今後どのように発展するかについては、現時点では多くの不確実性があります。しかしながら、以下の点は考えられる可能性と言えるでしょう。

- 雇用可能なEU労働者の減少により、英国の労働者を採用する競争が激化するでしょう。
- EU労働者の減少と英国労働者の採用競争の激化は、現在適切な労働力の確保で苦戦している企業にとって、その他の国々からの移民の採用を検討することがより相応しくなる可能性があることを意味します。
- 英国がEUを離脱すると、新しいEU労働者はもはや英国で働く自動的な権利を持たなくなり、その結果何らかの労働ビザが必要になるでしょう。

現行のスポンサーライセンス制度(と関連するビザ)は2008年から実施されています。Brexitの他の影響のために行う必要がある多くの作業が既にあるなかで、完全にそれを入れ替える、もしくは見直しを行うことは、極めて短期間(すなわち来年の3月まで)に、Home Officeによるかなりの量の作業が必要となります。そのため、現行のスポンサーライセンス制度を残し、Home Officeが低技術職へビザの付与を許可するルールの可能性も併せて、単にEU国民用の新しいビザを追加する可能性が最も高いと思われます。

この点を念頭に置いて、将来的に必要な労働者を募集する最良の立場にあるために今スポンサーライセンスを取得することは、Brexitの緊急事態計画の一環として真剣に考えなければならない選択肢です。しかしHome Officeは通常「投機的な」スポンサーライセンスを付与しないことに注意しなければならず、真の必要性を示す必要があります。3HRは専門家によるスポンサーライセンスの申請準備のサポートを致します。弊事務所には非常に複雑な申請を成功させた実績がございます。

さらに詳しい情報やサポートをご希望の方は、3HRのイミグレーションチームまでお気軽にご連絡ください。

Thomas Miles
Solicitor/Head of Legal
E: thomas.miles@3hr.com



This newsletter is designed to provide general information only. It does not constitute legal or other professional advice and thus should not be relied on. Definitive advice can only be given with full knowledge of all relevant facts. If you would like to discuss any aspect further, please contact us.

3HR Corporate Solicitors Limited is a Solicitors Practice, authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority, No: 597935.
3HR Benefits Consultancy Limited is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Firm Reference Number: 556015

The registered office of both 3HR Corporate Solicitors Ltd and 3HR Benefits Consultancy Ltd is New Broad Street House, 35 New Broad Street, London EC2M 1NH. Mainline Tel: 0207 194 8140 Web: www.3hr.com